

緊急連絡

建設産業関連企業の皆様向けの研修会です

ご説明します!!

「消費税率改正に伴う諸問題」

経理担当者・営業担当者・
経営者の皆様の参加を
お待ちしております!



例えば
こんな疑問
ありませんか?

工事請負契約は消費税8%で契約したのに
工事が19年10月以降の引渡しの場合
10月以降は10%の消費税を払うのか
預かっていない消費税を余分に納める事か?
8%でいつまでに契約できるのか

建設業で一番面倒な問題を説明します

軽減税率は食品が主なので関係ないか

いえ、そんな事無いのです!

ほぼ全企業に軽減税率制度が関係します

例えば
こんな疑問
ありませんか?

例えば
こんな疑問
ありませんか?

企業が支払う消費税の仕組みがよくわからない
売上での預かり消費税と自社設備投資などで
支払った消費税の相殺勘定など

ここを抑えると、営業トークに役立ちます

テーマ『建設産業の消費税率改正』 その特異部分を詳しくご説明

平成30年 11月12日(月)午後 3時～午後 4時15分

場所:埼玉グランドホテル本庄 (Tel:0495-21-2111)

講師

須永 秀和氏 (関東信越税理士会本庄支部税理士)

参加費
無料

共催団体名 (公社)本庄法人会 埼玉県建設業協会児玉支部 こだま土木協会の
埼玉県道路使用適正化協会本庄支部 埼玉県道路使用適正化協会児玉支部
本庄商工会議所土木建築部会 本庄市管工事業協同組合

後援 本庄税務署 関東信越税理士会本庄支部 ●問い合わせ…(公社)本庄法人会(21-1065)まで

■(公社)本庄法人会事務局へFAXにて10月22日(月)までにお申込みください

FAX 22-7898

事業所名			
住所	〒		
加盟団体		電話番号	
参加者名		参加者名	